



1. 雇用調整助成金の上限引き上げ等、新型コロナウイルス対策の予算が成立

2020年度第2次補正予算案が、6月12日に可決・成立しました。この予算案は、新型コロナウイルス対策を柱としており、売上高等が低下し、労働者を休業させ休業手当を支払った場合に助成する雇用調整助成金をはじめ拡充がありました。

雇用調整助成金については、①助成額の上限1人1日あたり8,330円→15,000円に引き上げ、②解雇せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率9/10→10/10に引き上げ、③要件等の拡充を行う緊急対応期間を9/30まで延長、という拡充がありました。①②については、既に申請済みの企業に対しても4/1に遡って適用されることとなり、また、差額についての追加支給の申請は必要がなく、労働局・ハローワークで計算するとのこと。既に支給決定がなされている場合は、後日、差額が支給され、支給決定がなされていない場合には追加支給分を含めて支給されます。なお、過去の休業手当を見直して従業員に対して休業手当の追加分を支給する場合には、増額分に対しての手続きは必要です。この拡充は、雇用調整助成金だけでなく、雇用保険被保険者ではない労働者を対象とした緊急雇用安定助成金にも適用されます。

雇用分野では、その他、休業期間中の休業手当の支払いを勤め先から受けていない方々に対する支援金(「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)」とされています):労働者の申請により国から労働者に直接支援金が支払われる制度、の創設などもありました。また、経済産業省の分野でも、5~12月の売上高が一定以上低下した場合に地代・家賃等の助成を行う「家賃支援給付金」の創設も行われております。

令和2年度厚生労働省第二次補正予算案の概要 <https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/02index.html>

経産省:令和2年度第2次補正予算等の概要 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei2.html

2. 年金制度改正法が成立しました

5月29日の通常国会で、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し6月5日に公布されました。改正法の概要は、①被用者保険の適用範囲の拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し、③受給開始時期の選択肢の拡大、④確定拠出年金の加入可能要件の見直し等です。

①被用者保険の適用拡大は、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件(現行、従業員数500人超)を段階的に引き下げ、令和4年10月に100人超規模、令和6年10月に50人超規模となります。短時間労働者の賃金要件(月額8.8万円以上)、労働時間要件(週労働時間20時間以上)、学生除外要件については現行のままですが、勤務期間要件(現行、1年以上)については、フルタイムの被保険者と同様の2か月超の要件を適用することになります。加えて、5人以上の個人事業所の適用業種に、弁護士、税理士等の士業を追加します(社労士もです)。

②在職中の年金受給の在り方の見直しは、60~64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度の、年金の支給が停止される基準を現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度と同じ47万円とします。この制度改正は、令和4年4月から適用されます。また、在職定時改定の導入により、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者がこれまでは、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは老齢厚生年金の額が改定されませんでした。年金額は毎年10月に改定され就労を継続したことの効果を早期に年金額に反映することができるようになります。この制度改正も、令和4年4月から適用されます。

③、④等については紙面の都合がありますので、詳しく知りたいという事業主様は個別にお尋ねください。

● 編集後記 ●

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まりません。政府は緊急事態宣言の再発出については消極的に見えます。しばらくはwithコロナでやっていくかなさそうですが、東京都で1日200人以上の感染者数であるという報をみるとやはり不安が先行してしまいます。社会保険労働保険の分野では月額変更の特例、労働保険概算・確定保険料申告の提出期限の延長と納付猶予措置が取られています。お役に立つ情報発信を続けていきたいと思っております。

社会保険労務士酒井嘉孝事務所 <https://sharoushisakai.com> ☎: 0422-56-8270

編集・発行
社会保険労務士
秋山幸子
安部眞一
酒井嘉孝
隅谷泰旭
福岡秀行